

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人赤碕保育園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年10月29日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- (1) 計算書類に対する注記及び附属明細書について、計算書類との整合を図ること。
- (2) 価格による随意契約について、契約書を作成するなど経理規程に基づき適切に処理すること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和3年5月29日開催の理事会において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>については、監事は理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p style="text-align: center;">(法第43条第3項により準用する一般法人法第72条第1項)</p>	<p>全監事の同意を得た上での監事選任議案だったが、もう1名の監事からも同意書を徴した。</p>
2	<p>監査報告書について、監事の監査の方法及びその内容その他法定の記載事項が正しく記載されているとは言い難いものとなっていた。</p> <p>については、「監事の監査報告書の様式例について(平成30年4月27日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)」別紙1を参考に、監査報告書の内容の見直しを図ること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の18第1項、規則第2条の27)</p>	<p>監事報告書の内容を見直し、様式例を参考に作成した。来年度監事監査から使用する。</p>
3	<p>価格による随意契約において、次の不備があった。</p> <p>(1) 建物外壁・下足ロッカーの改修(1,045,000円)について、契約書が作成されていなかった。</p> <p>(2) 契約書の作成を省略できる金額の契約(0才児室前床デッキ修繕工事368,500円)につき、請書を徴していなかった。</p> <p>については、契約金額が100万円以上の契約は契約書を作成するとともに、契約書の作成を省略することができる契約にあっては、特に軽微</p>	<p>(1)の契約書を作成した。</p> <p>(2)の請書を徴した。</p> <p>今後の契約が適正に行われるようにする。</p>

	<p>な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴すること。</p> <p>なお、(2)については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程76条)</p>	
4	<p>計算書類に対する注記の9(有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高)の金額が計算書類(貸借対照表)の金額と一致していなかった。</p> <p>については、注記事項について計算書類と一致するよう適切な処理を行うこと。</p> <p>(会計省令第29条)</p>	<p>「注記(法人全体用)(赤碕保育園拠点区分用)」の訂正を行う予定である。</p>
5	<p>附属明細書について、次の不備があった。</p> <p>(1) 借入金明細書において、役員等長期資金借入金の差引期末残高が期首残高と当期償還額と一致しなかった(期首残高が誤っているものと思われる。)</p> <p>(2) 国庫補助金等特別積立金明細書において、補助金の種類の欄と合計の欄の金額が一致していなかった。</p> <p>については、これらの不一致の理由を究明の上、附属明細書の作成に当たっては、他の計算書類と整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い26)</p>	<p>事務処理上の転記ミスが原因であった。</p> <p>「借入金明細書」と「国庫補助金等特別積立金明細書」の訂正を行う予定である。</p>